

國學院大學學術情報リポジトリ

垂加神道における『古事記』研究：
神典解釈の問題を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 齋藤, 公太 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001723

垂加神道における『古事記』研究

— 神典解釈の問題を中心に —

齋藤公太

はじめに

『古事記』の解釈史において本居宣長の『古事記伝』（明和元（一七六四）年起稿）が大きな転換点となったことはあらためていうまでもないだろう。しかし宣長以前にも近世の『古事記』研究は着々と行われていた。その中にはいわゆる「国学」以外の注釈も含まれるが、国学とそれに先行する儒学・神学との境界は必ずしも分明ではない。宣長の功績を正確に位置づけ、『古事記』解釈史を実態に即して理解するためには、宣長以前の注釈に関する研究が不可欠であろう。

本稿はかかる問題意識から儒家神道の代表たる垂加派の『古事記』研究をとりあげる。垂加派の手になる『古事記』の注釈はきわめて少ないが、わずかながら資料が現存している。本稿はそれらの資料を通じて、従来の『古事記』解

釈や垂加神道の研究において注目されていなかった垂加派の『古事記』研究に光を当てる試みである。

個別の資料に関してはすでに論文があるものの、垂加派の『古事記』研究を主題とした先行研究は管見の限りない。唯一、股座真実子が山本復斎における『古事記』の受容について考察を行っている²⁾。股座によればつとに垂加派の内部分では和訓の問題が浮上しており、その関連で復斎も『神代紀抄説』においてしばしば『古事記』を参照しているという。股座は復斎が契沖門下の野田忠肅と交流していたことも明らかにし、一七世紀後半から一八世紀前半にかけての知の転換を復斎らの垂加派に見出している。

このような股座の指摘は重要である。ただ、垂加派における和訓への関心はしばしば付会的な語釈に陥りがちであり、国学の古言理解とは異質な面もある。本稿はその差異に留意しつつ考察を進めていく。なお、松本丘もまた垂加派における和訓への関心や契沖との関係に触れ、「国学派に先んずる形で、古語を通じた実証的研究への道を拓きつつ」あったと述べている³⁾。本稿はこのような論点を『古事記』研究を題材として再確認していくものとなる。

一、垂加神道の『古事記』観

具体的な資料の考察へ入る前に、垂加神道における『古事記』観について確認しておきたい。近世における初期の『古事記』の版行については諸説あるものの、一般には最初の版本が寛永二一（一六四四）年前川茂兵衛により刊行され、また元禄七（一六九四）年に度会延佳によって校訂された『鼈頭古事記』（延佳本）⁴⁾が刊行されたといわれる。垂加神道の形成期において『古事記』の披見は比較的容易な状況だったのである。

にもかかわらず、垂加派の中で最重要の神典（神書）と目されていたのは『日本書紀』神代卷、あるいは『中臣祓』であり、『古事記』はさほど重きを置かれていなかった。たとえば山崎闇斎の『中臣祓風水草』や『神代卷風葉集』

において『古事記』は引用されているものの、それはあくまで上述の神典の理解を補助するものとしての位置づけである。閻斎門流による神典の注解も神代紀や中臣祓を対象としたものが大半である。

そこには以下のような理由があると思われる。第一に、『日本書紀』を尊重し、『古事記』をその補助とする古代・中世以来の伝統にしたがっていたということ。第二に、宣長の言葉を借りれば、『書紀』の方が「漢籍カラムのふりをならひて」(『古事記』伝 一之巻、九・一三) いたからであろう。妙契論によって通俗的な付会説と一線を引きつつも、基本的には神儒一致の立場に立っていた垂加神道にとって、漢籍風の潤色が施された書紀の方がより親和性が高いものであったと思われる。

ところで宣長は「神典を假り而うして儒道を説く者なり」という観点から垂加神道を批判したが、より根本的な理由は「殊に知らず人は神に非ず、孰れか能く神の心を知らん。神の心は唯だ神のみ知ると爲す」ということにあつた(明和二年八月四日付谷川士清宛書簡、草稿、一七・三九―四〇)。すなわち神典を人間の主観的な「理」によって解釈する点を批判したのである。しかし若林強斎によれば閻斎は「古説ヲ立テ、ヲボコナナリニ云テ置クガ、神書ヲ讀ノ法ナリ」(『雑話統録』)と述べていたという。「古説」への批判こそ見られないものの、閻斎もまた神典をあるがままに読むことの必要性を説いていたのであり、そのことは『日本書紀』を重視する第三の理由につながっていた。『藤森弓兵政所記』(寛文一一(一六七一)年)の中で閻斎は次のように記している。

然古來之説、有レ詳有レ略、有レ同有レ異。天皇博聚レ之、具紀レ之、不三敢取三捨之。敬之至也。若下上宮太子・蘓我宿禰撰二舊事紀一、安麻呂之撰中古事紀上、則皆一決成レ之。是故以二天皇之紀一爲三萬代之達書一。⁷⁾

神代に関する様々な説が伝えられる中で、当否の判断を避け、複数の記述を「一書」という形で併記した舎人親王の編集方針に、闇斎は神典への敬虔な態度を見出す。同時に単一の記述のみを収録している『古事記』や『旧事本紀』の価値が一段低く見られることにもなるのである。

このような説のさらなる展開は『風葉集首卷』に見ることができ、ここではそれらを集約した『神代卷藻塩草』の説明を挙げておこう。本書は守井左京の遺稿を玉木正英が大幅に再編集したもので、『日本書紀』の「垂加派解釈の定本⁽⁸⁾」といわれる。

上宮太子ノ旧事紀安麻呂ノ古事記ヲ併セテ世ニ三部ノ本史トス然レトモ此ニ書全ク皇統一脉^{スナ}ノ實録ト稱シ難シ其謂レハ二記共ニ君臣ヲ雜ヘ記サレタリ……且ニ記ハ古來傳ル所ノ諸説ヲ備ヘズ自己ノ意ヲ以テ唯一決シテ成タリト見ヘ侍リヌ……又此紀一分ノ私意ヲ加ヘ給ハス上古ノ神語ヲ唯有ノ儘ニ集メ給ヘハ序文モ無ク撰者ノ名ヲモ載給ハス親王ノ作分ニ非ル旨ニシテ是萬代ノ達書タル所以也凡ノ神代紀ハ後世ノ人ノ云出シタル言葉ニ非ス神代ノ語リ^{ツギ}嗣言^{ツギ}嗣ヲ末ノ代ニ遺シ給ヘリ然レハ一神語ニシテ人ノ作意ヲ雜ヘス文章モ亦太古ノ靈文ニシテ自然ノ様^{ナリ}ヲ存セリ故ニ和語^マ繁多ナル皆自然ノ語ニシテ嬰兒ノ辭ニ異ナラスト雖モ古語大道ニシテ心神聖ニ通スト古キ書ニモ見ヘ侍ル⁽⁹⁾（『神代卷藻塩草』一）

ここでは『日本書紀』を尊重する理由として君臣関係の問題が付け加えられているが、より注目すべきは神代紀が神代の言語を伝えているとする視点である。ここでいう『日本書紀』における古語とは古訓をも指しているのだろう。実は垂加派においても独自に「古語」と「和語」への関心が醸成されており、それゆえにこそ『古事記』よりも『日

本書記』が尊重されるという事情があったのである。

二、大山為起

宝暦六（一七五六）年七月、京都に遊学していた若き日の本居宣長は、古本屋で寛永版本の『古事記』を購入した。『先代旧事本紀』とあわせて十匁二分であった¹⁰（『宝暦二年以後購求謄写書籍 附書目』、二〇・三九七）。後に宣長が『古事記伝』を執筆する際に参照したのもこの『古事記』であった。

この宣長手沢本『古事記』には宣長によるおびただしい量の書入れや付箋が残されているが、旧蔵者のものと見られる書入れも数多くある。千葉真也は一連の研究の中で宣長手沢本の『古事記』および『旧事紀』の旧蔵者が垂加神道家の大山為起であることを立証した。¹¹

千葉によれば宣長は『古事記伝』の中で本文校訂に関する為起の所説を一本として紹介し、時にそれを採用しているという。しかし為起による垂加派的な注釈に関しては「宣長が取り入れる可能性は皆無と行ってよい」と述べる。¹² 事実、宣長は垂加派的な注釈の大半に対して墨筆で線を引き、あるいは円を描いて見せ消ちを施している。しかし為起の書入れは数少ない垂加派の『古事記』研究としての価値を有している。本稿ではまずこの資料を取り上げて考察を試みる。

大山為起は慶安四（一六五二）年、伏見稻荷神社の社家である松本氏の家に生まれた。¹³ 三歳の時に大山七衛門正康の養子になるが、十四歳の時に松本姓に復帰し、世職の神楽預を継承した（後に大山姓に戻る）。松下見林や關齋に師事し、延宝八（一六八〇）年には關齋に神道誓文を提出。以後垂加派の中で重きをなした。貞享四（一六八七）年には伊予松山藩の藩主松平定直の招聘により味酒神社の祀官となり、神書や古典の講義を行った。宝永七（一七一〇）

年には史上初の『日本書紀』全巻の注釈書である『味酒講記』を完成させる。¹⁴ 正徳元（一七一二）年に京都へ戻るが、翌々年の正徳三（一七一三）年に没した。

宣長手沢本『古事記』への書入れがどの時期に行われたかは不明であるが、本文校訂において延佳本を参照していることから、少なくとも元禄七年以降に『古事記』の研究を行っていたことは確かである。西田長男によれば為起の『旧事紀』の校訂は伏見稲荷神社奉職中に着手され、松山滞在中も継続されたという。¹⁵ 西田のいうように『古事記』と『旧事紀』の校訂が一對をなすものであったすれば、『古事記』の校訂も同時期に行われたのかもしれない。

現在宣長手沢本『古事記』は本居宣長記念館に所蔵されており、今回は記念館のご厚意により披見の機会を得た。¹⁶ 為起の書入れは、本文校訂や訓に関するものを除くと、主に上欄外に頭注として書き込まれたものと本文の語句の横に傍注として付けられたものとに分類できる。以下、書入れについて内容ごとに考察を進めていきたい。

（1）天地全体神

まず上巻（第一冊）の裏表紙には神武天皇から「神八井耳命 多臣祖」までの系図が描かれ、太安万侶が神武天皇と神八井耳命の子孫であることが示されている。また内題の右には「古事記八元明天皇勅有テ安萬侶撰則多臣ト云フト、ハ唱ヌ也亦大和ニ多社有リ神八井耳命也」（二丁オ）とある。

続いて上巻一丁オの序文の箇所には興味深い書入れが散見される。ここでは神道思想に関わるものを抜き出してみよう（以下、宣長が見せ消ちを施している箇所は「宣長消」と記した）。上段が注釈の対象となる語句、下段が為起の書入れである。¹⁷

「混元」(二行) 〓 「混元水火二氣コリカタマリ有也」(頭注)

「氣象」(二行) 〓 「氣象是非善惡不知ナリ人躰ニテ云時ハ無一念慎居ヲ云一念不起ハ天地也」(頭注)

「無名」(二行) 〓 「鎮座本紀云國常立尊虚而有靈一而無躰」(傍注)

「參神」(三行) 〓 「參神ハ(以下二行に分ける) 乾道独化三神ヲ云是造化ノ首也物ヲナシタリ」(頭注)

「元始」(六行) 〓 「神ヲ生人ヲ生天照太神ヲ立ヲ云」(傍注)

「生神立人ノ世ヲ」(七行) 〓 「天照太神ヲ人躰神ニカケテミル」(傍注)

「懸鏡吐珠」(七行) 〓 「是非善惡ヲ知ハ鏡人ヲメグムハ玉國人ヲ納ムルハ釵明珠段岩戸段引合一テ」

(頭注)、「三種深秘有リ」(傍注)

天地の始原と人の修養を結びつけ、あるいは三種神器に三徳を配当し、神器にまつわる秘伝を重視するところは垂加派らしい。天照大神の「人躰」に言及している点は、垂加神道特有の「四化之伝」、すなわち「造化」「氣化」「身化」「心化」という神々の様態の四分類を想起させる⁽¹⁸⁾。他にもたとえば「吹棄氣吹」(上卷一八丁ウ三行)には「心化ヲ語故申也」(宣長消)という傍注が付いている。「四化」は神書における造化と人事の混淆を説明するという意味を持っており、その混淆は「天人唯一」と表現されるが、為起も「大八嶋國」(上卷七丁ウ八行)の傍注として次のように記している(宣長消)。

天人唯一万物天地出ル事

伊弉諾伊弉册生ル所也

このように為起は『古事記』を垂加神道の枠組みで理解しようとする。注意すべきは造化三神（「參神」）の解釈であり、為起はそれを「乾道獨化」という『日本書紀』神代卷冒頭の三神（国常立尊・国狭槌尊・豊斟淳尊）を表す言葉によって解釈する。為起が『日本書紀』に『古事記』を整合させようとしていることは明らかであろう。造化三神については上巻本文冒頭の「天地初發之時」以下に関する書入れにおいて詳しく述べられている（上巻四丁ウ頭注、宣長消）。

此書本文ヲ序ニテヲキナフナリ

高天原天地中天地全躰神有万物出スル処天御中主神天地全躰造化ニミルゾ

隱身云「三神俱造化ニテ道理ヲ治ル無形也

浮胎者ユウヒ成ヲ云玉子ノ中之様ナル心人躰テハ子母ノ腹ニ居ル心也

五神者天地全躰神ナリ

為起は序文を参照して本文を理解し、天御中主神を万物生成の源である「天地全躰神」として解釈していき、三神は「道理」を司る形のない神とする。そしてまた「宇麻志阿斯訶備比古遲神」と「天之常立神」を加えた五神が「天地全躰神」として規定される。

三神の中でも天御中主神を重視する点は垂加神道における国常立尊への崇敬に対応しているが、高御産巢日神と神産巢日神をも含めて万物生成の主宰と見なしているところは、「世間に有りとあることは、此天地を始めて、萬の

物も事業も悉コトトに皆、此コトト二柱の産巢日大御神の産靈ムスビに資ヨリて成り出るものなり」(『古事記伝』三之卷、九・一二九)とする宣長から全く隔たっているわけではない。

しかし問題は生成の原理が何かということである。たとえば「萌騰カシカ之物モノ」(上巻四丁ウ五行)という言葉の傍らに為起は「湯氣金氣也」(宣長消)と注を付ける。「金氣」の指すものについては次節で見していきたい。

(2) 土金之伝

寛永版本の序文には「化熊クワユウ出シテ爪ツツ」(上巻一丁ウ二行)という奇妙な文言が見える。その箇所について宣長は「爪は字を寫し誤れるなり、山か穴かなるべし、【延佳は、水か派かの誤りならむといへれども、そはわろし、】」(『古事記伝』二之卷、九・六八)と述べ、写誤と断定する。宣長が引用しているように、度会延佳もまた『鼈頭古事記』の中で写誤と解していた。対照的に為起は次のように解釈する。

化熊ト云ハ神武クマノエ行時大ナル熊出ル大勢ノイクサヒトモヲソレル事有也熊モ金氣

出爪ト云ハツム「ム」の右に「メル」と傍書」心也金氣也熊出ルト云事ヲシルスウエ書ナリ

「化熊」が神武天皇条の記事を指していると解する点で為起と宣長は一致する。しかし為起は化熊が「金氣」を表していると考え、序文にいう「爪」は「ツム」もしくは「ツメル」の意ととらえる。ここで為起は垂加神道において「二大事ノ神道ノ入派ノ傳」(『神代紀垂加翁講義』)とされる「土金之伝」を読み込んでいたのである。『土金之伝』とは要するに、心(火)に内在する神(心神)を自覚することにより身(土)が引き締まり、「金氣」が生ずると

いう生成関係の象徴を神代紀の神話から読み取るというものである。²⁰ また、「敬」の和訓である「ツ、シミ」は「土ヲシムル」という事態を表している²¹とされる。「土金」が朱子学でいう「敬」と対応していることは明白であるが、「敬」と「土金」は厳密に対応しているわけではなく、素戔嗚尊が「金氣ノ徳デイカリツヨイゾ²²」とされるように、行き過ぎた「金氣」は荒々しさになりうる。このように見てくるとき、為起が「化熊」に「金氣」を、「爪」に「ツメル」の意味を見出した所以がわかるだろう。

前節で見たように為起は「萌騰之物^{キサンカホ}」²³という文言に「湯氣金氣也」と傍注を付していた。『味酒講記』においても「國常立ノ尊、土金至極ノ神也²³」などと述べているように、為起は「土金」を天御中主神から始まる万物の生成原理として解釈していく。

造化三神が司る「土金」によって神々と世界が生成する様を、為起は『古事記』に記された古語から読み取るようにする。たとえば造化三神に次いで出現する「宇麻志阿斯訶備比古遲神^{ウマシアシカビヒコヂノ}」（上巻四丁ウ五―六行）の神名について、「宇麻志^{ウマシ}」に「土心ニテ付ル」、「阿斯^{アシ}」に「草心^{カサ}」、「訶備^{カビ}」に「金氣也」、「比古^{ヒコ}」に「陽^ヒ」、「遲^ヂ」に「ヲソレル心^{ウマシ}」とそれぞれ傍注を付している（いずれも宣長消）。すなわち『古事記』特有の音仮名で表記された神名の音に「土金」の原理を見出しているのである。「遲^ヂ」が「ヲソレル心^{ウマシ}」²⁴というのは不可解だが、「古遲^{コヂ}」に「怖^おぢ」という音を見出し、それを「敬」と関連づけたものであろう。

豊雲野神以下の九柱の神については、頭注で「金神者四神有水火木土ミナ四神ツ、ノ道理ナリ書ヲチタルトミエル也」（上巻五丁オ、宣長消）と記し、各神名に次のような傍注を記している。

クニノトコタケノカミ
 「國之常立神」（一行） Ⅱ 「神代ニテハ国狭槌神也」（宣長消）

- トヨクモノノカミ
 「豊雲野神」(二行) 〓 「豊雲野者火神有雲八阳火ナル故雲ト云字ヲ書也」(宣長消)、「火」
 ウヒヂニ
 「宇比地迳神」(二行) 〓 「木」(宣長消)
 イモスヒヂニ
 「妹須比智迳_去神」(三行) 〓 「木」
 ツツクレ
 「角杵神」(三行) 〓 「金」
 イモイタヒ
 「妹活杵神」(四行) 〓 「金」
 ワホトノヂ
 「意富斗能地神」(四行) 〓 「金」(宣長消)
 イモヲホトノバ
 「妹大斗乃辨神」(四行) 〓 「金」
 ワモゲル
 「游母陀琉神」(五行) 〓 「土」(宣長消)
 イモアヤカシコ子
 「妹阿夜_止訶志古泥神」(五行) 〓 「土」

垂加派の神代紀解釈では神代卷を『太極図説』と対応させるため、国狭槌尊以下の五組の神が五行に配当される。ここで為起も「金神」が五つに分かれたとして各々に水・火・木・金・土を配当しようとしたようだが、水を当てるべき国狭槌尊に該当する神が『古事記』では「國常立神」になっているために、書き落としがあると解釈したのである。

その後も「見_ミ立_{タツ}天之御柱_{メノミハシラ}」(上巻五丁ウ八行)に「天地中ニ金氣ヲミ立ルヲ云」と傍注を付すなど、「土金」の象徴を読み取る解釈が続いていく。中でも特徴的なのは諸冉二神の国生みに関する解釈である。水蛭子を生んだ後に悔悟した二神は「淡道之穗_{アハチ}之狭別嶋_{サワケ}」(上巻七丁オ四行)を生むが、「穗」の字の横に為起は「ツ、シミ者火ナリ」(宣長消)と注を付けている。おそらくは「穗」と「火」の音の一致に着目し、「火」(心)から「ツ、シミ」が生じると

する「土金之伝」を当てはめたのだろう。さらに為起は二神が「愛止比賣」(上卷七丁オ六行)を生んだ箇所に「本心マスクノ時故エイヒメヲ生也二神之躰化造化ナリ」(宣長消)と傍注を付けている。要するに為起は一貫して「土金」の原理によって万物の生成を説明しようとしているのであり、国生みの失敗とそこからの回復もまた「ツ、シミ」の問題として解釈するのである。

(3) 和訓と古言

以上の考察からわかるように、為起の『古事記』解釈では『古事記』に記された古語が大きな意味を持っていた。為起の解釈の特徴を示す例をさらに挙げてみよう。

- 「和豆良比能」(上卷十四丁オ七行) 〓 「人生時ハハタカ身ニ物ツケル事ハワツライナリ」(宣長消)
 「宇那加夫斯」(上卷三四丁オ三行) 〓 「イヤナイナカト云心ウハイ通」(宣長消)
 「阿豆麻波夜」(中卷三五丁ウ七行) 〓 「日本武橘姫ヲヲモイ出ス心ナリ」(宣長消)
 「波斯祁夜斯」(中卷三八丁ウ二行) 〓 「モノ、ハシキヨキ心」(宣長消)

基本的に為起は古語を読み解くとき、類似する音を持つ近世の言葉を当てはめることで意味を理解しようとする。このような理解の仕方が、「ツ、シミ」という言葉に「土シマル」という意味を見出す闇斎の延長線上にあることはいうまでもない。垂加派では古語への関心が醸成されていたものの、ややもすると付会的な解釈に陥りがちであった。それは言語の歴史的变化に着目し、語の文脈や同時代の文献を参照することで古語の意味を復元しようとする宣長の

方法論とは明らかに異質である。

西田長男が為起の学問的本質を「考勘学」²⁴と規定したように、同時代の中で為起の考証が傑出していたことは確かであろう。宣長が為起の本文校訂を参照しているということがその証拠に他ならない。あるがままの神典を探究する垂加派の態度は一面で優れた考証を生み出していたが、他方で為起の段階では古語の歴史的理理解よりも「土金」という原理を跡付けることが優先されていたのである。

三、洪川春海と谷秦山

続いて取り上げるのは『古事記問批』である。本書は垂加神道家の谷秦山と洪川春海の『古事記』をめぐる議論の記録である。現在自筆本が公益財団法人土佐山内家宝物資料館の山内文庫に所蔵されている。²⁵冊子本二冊であり、第一冊が『古事記』上巻・中巻に、第二冊が下巻にあてられている。およそ一丁ごとに秦山が延佳本から本文を抜き書きして質問を添え、その横に春海が朱筆で回答を書き込むという体裁である。もともと抜粹だけで秦山の質問がない箇所や、秦山の問いに対して春海の解答がない箇所もある。

奥書によれば秦山による本文の抜粹と質問は元禄一〇（一六九七）年閏二月一日から五日にかけて書かれた。これに対して春海が回答を書き加えたのは閏二月二十九日と三月二日、それらが秦山のもとに到着したのは四月九日と一三日であるという。

洪川春海は寛永一六（一六三九）年碁所家である安井家の祖、初代安井算哲の長子として京都に生まれ、山崎闇斎から朱子学と垂加神道を学んだ人物であった。²⁶宣明暦を改め日本独自の暦である貞享暦を作成したことは有名である。その功により貞享元（一六八四）年には幕府初代の天文方に任命されている。他方で谷秦山（名は重遠）は寛文三

(一六六三)年に土佐国長岡郡八幡村の神職の家に生まれ、延宝七(一六七九)年に浅見絅斎に師事し、闇斎にも入門した。²⁷⁾元禄七(一六九四)年春海に入門し、爾後書簡を通じて教えを受けるようになる。元禄八(一六九五)年から同一(一六九八)年にかけては、『古事記問批』と同様の形で神代紀をめぐる問目が交わされ、²⁸⁾元禄九(一六九六)年九月には『旧事紀問目』が送られている。すなわち『古事記問批』の議論は神代紀を中心とする神書研究の一環として行われたのであった。

本書に関してはつとに南信一が紹介を行っている。南は本書がいまだ『古事記』注釈書が少ない中で真淵誕生の年に成立し、宣長の『古事記伝』起稿から六七年もさかのぼることに触れ、「然らば本書が『古事記』研究史上に占むる地歩は相當大きく買はるべきである」と述べている。²⁹⁾以下、本稿では本書の具体的な内容を取り上げて考察を進めていく。

(1) 三神の解釈

まず、『古事記』と他の神典との関係について、上巻「天地初^{アマツチ}メテ^{ヒメノ}發之時……」以下の注釈として次のような問答が交わされている(第一冊六丁オ、引用にあたって筆者の名前を付け加えた)。

秦山 此書出シノ神名日本紀ト不同ソレノ思ハク御座候哉只神代卷ヲ主トシ此紀旁證ノタスケニ見可申事と
奉存候

春海 家々ノ書ニ如此候選者ノ是ヲ善思作レリ然ニ可然所ニ舍人ノ撰改ル候也

『古事記』の記述を異説とし、様々な説を総合している点で『日本書紀』を上位に置くところは垂加神道の一般的な『古事記』観に沿っているといえる。たとえば上巻の「宇迦之御魂神」^{ウカノミタマノ}についても春海は「大歳神 ウカノミタマノ神ハ日本紀不載他書ニ出造化也異説ト心得申候」（第一冊九丁オ）と述べている。為起と同じく「造化」という「四化」の範疇を使っていることも注目されよう。

造化三神については、序文の「參神」と「二靈」という言葉への注解で次のように述べられている（第一冊一丁オ）。

秦山 參神ハ乾道獨化ノ三神ニ靈ハ諾冊ニ尊カ

春海 可為御見之通者也

秦山と春海もまた造化三神を神代紀の「乾道獨化」の三神と同一視する。他方で上巻の「次國稚如」^{クニヤシクニシテ}「二浮脂」^{ニウヅラ}以下への注釈で、春海が次のように述べていることにも注意すべきであろう。

獨化ノ神三部共有之者信州之後世加筆ト云説可知矣（第一冊、七丁オ）

「信州」とは度会延佳（通称信濃）を指す。ここで春海が言及しているのは、乾道独化の三神は『易経』乾卦の奇爻と「附会したることば」^{フクハイ}だとする『陽復記』（慶安四（一六五一年）の説であろう。春海はその説を援用し、三神が後の加筆であるからこそ三部の本書において共通していると考えたのである。

総じて『古事記問批』は、随所に「土金」の貫徹を見出そうとする為起と異なり神学的解釈が希薄である。²¹その一

方で『古事記』の編纂過程へのまなざしがあることは注目に値する。

(2) 古語と古事への関心

神学的議論が希薄である一方、『古事記問批』において特徴的なのは古語と古事への関心が見られることである。付会的解釈が多い為起に比べると、秦山と春海には古語を客観的に理解しようとする態度があるように見受けられる。たとえば上巻に出てくる「比古運神^{ヒコチノ}」という言葉について、為起は「八千矛神ノ別名也」(宣長手沢本『古事記』上巻三三丁才傍注、宣長消)と注釈し、固有名詞としてとらえる。同じ箇所に関して『古事記問批』では次のように議論されている(第一冊一五丁オ)。

秦山 ^{ヒコチ} 日子遲ハ夫^ヲト被存候

春海 御見之通也

両者は「ヒコチ」という言葉を「夫」を表す一般名詞として理解するのである。これは「日子遲^{ヒコチ}は、夫婦^{メツ}のうへの事を云時に、其^レ夫を指^シて云稱と聞ゆ、【八千矛^ノ神の一名と心得るは、ひがごとなり、】」(『古事記伝』一一之巻、九・四八七)という宣長の説と一致する。

とはいえ音の類似性から意味を推測する付会的解釈もなお残存してはいる。「宇禮^{ウレ}豆玖^{ツク}」(中巻、第一冊八九丁ウ)の語釈はその一例である。

秦山 宇礼豆玖トハ如何

春海 ウレハ得而償ナリ約語シテ山川ノ種々ノ珍物ヲ以饗スルコト也

かかる両者にとって困難をきわめたのは『古事記』における歌謡の解釈であったと思われる。歌謡の箇所から多く抜き書きがなされていることが、そのことを示している。両者は基本的に延佳の訓を参照しているが、そこに不満を感じていたことは「ヌバタマノク奴婆多麻能久路岐美祁斯遠……」の歌謡に関する次のやりとりからうかがえる（上巻、第一冊一七丁オ）。

秦山 信州書人御座候へ共シカトノミコミ少候但キコヘヌナカラ面白ク候

春海 哥不聞故日本紀除之乎

ここからは『古事記』の歌謡に対する戸惑いが伝わってくる。延佳の注釈に不満を感じつつも、それに代わる解説法を見出せない状況がうかがえる。事実、秦山が抜き書きした歌謡に対し春海が答えを書き込んでいない例も間々見られ、秦山に宛てた書簡の中でも春海は「マ古事紀歌道之事は、曾學不申候へは如何候へ共承及候」（元禄一〇年三月五日付、『天柱密談』六）と述べている。

他方で秦山が「キコヘヌナカラ面白ク候」と述べていることは興味深い。他の箇所でも秦山は「コノアタリノ哥トクトハ不見不分候へ共古語面白クアハレニ候」（中巻、第一冊六一丁オ）と述べている。同様に注目されるのは秦山が古事への関心を示していることである。中巻に出てくる沙本毘賣の物語を抜き書きした際に、秦山は次のように記

していた(第一冊、三六丁オ)。

此辺疑モ無御座候へ共何ヤカヤ古風書候ニ付コレニ付可被仰聞義モ可有御座哉と書上ケ申候面白キ古事ノミニ候
 春海の解答は次節で見ることになるが、ともかく秦山は古事そのものに注意を向けているのである。秦山は随所で古事に関する質問をしており、たとえば神功皇后の故事に関しては「石ヲコシニマツイ候ハ臨産ヲノベ申マジナイ古代ニ有タル様子ト被存候」(上巻、第一冊六七丁オ)と問うている。秦山の言葉からは古言や古事を「理」によって解釈するだけでなく、それ自体が持つ面白みに関心をいだいていることが見てとれる。

(3) 歴史と倫理

『古事記問批』のもう一つの特徴は歴史上の人物に対する倫理的な解釈が目立つという点である。³³⁾ 歴史に対して道徳的な論評を加えることは儒学的な歴史叙述の特質であるが、ここではそれが『古事記』に適用されているといえよう。『古事記問批』における論評の対象は天皇にも及んでおり、以下はその一例である(下巻、第二冊三八丁ウ)。

秦山 大長谷 二王子怠レリトテ殺シ玉フモ甚シキ御フルマイ不可然様ニ奉存候
 春海 雄畧勇氣甚ヨリ起タリ

また次の問目は両者の歴史に対する視点を明瞭に示しているだろう(中巻、第一冊二九丁ウ)。

秦山 タケシミ、ノ命ノ不義不道トカク不被申候

春海 善悪者ハイツノ世トテモ有之人皇二代如此候無是非事歟是亦海神二瓊者失給者也 綏靖ノ勇モ不_レ若_二

火々出見尊_一

「善悪者ハイツノ世トテモ有之」という春海の言葉が表しているように、秦山と春海に共通しているのは天皇や皇族の失徳を直視し、それを批判する態度である。かかる態度は、他方で秦山が君臣の大義を鼓吹していたことと矛盾するように見えるかもしれない。だが垂加派における忠誠は時として諫争を伴うものであり、秦山もまた天皇の行跡に対する論評を通じて皇室衰退の原因を探究していたと思われる³⁴。かかる主題は有名な『保建大記打聞』（享保五（一七二〇）年刊）にも見られるからである。草薙剣が尾張に留まってから「天下ハ武家ノ權ニナリ申兆ハ出來申カト奉存候」（中巻、第一冊六二丁オ）と述べていることは秦山の関心の所在を示しているだろう。

もつとも『古事記問批』は倫理的解釈に終始するわけではない。たとえば中巻に出てくる沙本毘賣の物語への注釈には別様の視点も表れている。沙本毘賣は夫である垂仁天皇と天皇に叛逆した兄の沙本毘古との間で引き裂かれる。不条理に苦しみつつ、兄とともに死ぬことを選んだ沙本毘賣に対し春海は次のように注解する（第一冊三四丁ウ）。

勅ニモ不從宮女ナレハ詞ヲケタカク申上也死_レ節カミソルモ櫛ヲケツル事モナキヲ云ナルヘシ伝ニハ俗語申上又ハケタカキ言申上ヲ録者ノヤサシク記タル尤面白候也古事ヲ以事ノアリタル様ニ書ス皆詔ト勅答ト見ルヘシ

春海は沙本毘賣の言葉に気高さを見出し、『古事記』においてそれが「ヤサシク」記録されていることを評価する。そして古事があるがままに記録している点に『古事記』の特質を見ている。宣長よりもはるか前、垂加派においても道徳のみに還元しえない『古事記』の特質に対する視線が芽生えていたといえるのかもしれない。

四、岡田正利

最後に岡田正利（号は磯波翁、磐斎）が著した『古事記事跡抄』を取り上げたい。正利は寛文元（一六六一）年奈良に生れ、四十代の時、すなわち元禄から宝永にかけての時期に神道を学びはじめたという。³⁵ 正親町公通、玉木正英から教えを受け、跡部良顕とも密接な交流があった。正利は垂加派の伝統を祖述する立場から数々の書物を残し、延享元（一七四四）年に没した。

『古事記事跡抄』は現在三冊本の写本（書写年不明）が無窮会専門図書館の神習文庫に所蔵されている。本書についてはすでに植松茂が紹介を行っている。本書は『古事記』の本文を提示した後に漢文で注を加えるという体裁だが、その本文は卜部本系統の写本が寛永版本を基とし、延佳本を参照して校訂したのだろうと植松は推測する。³⁶ また訓は延佳本と似ているものの、「昇即天位」（上巻四丁ウ二行）を「アマツヒツキシロシメス」と訓むなど、独自の訓も見られるという。³⁷ 以下、本書の成立背景に触れたのち具体的な内容を考察したい。

（1）『古事記事跡抄』の成立背景

本書第三冊の末尾（五六丁オ）には次のような奥書がある。

古事記事跡抄三卷者以所聞傳畧解釋之老耄文字且不明焉看之人可改正矣

干時元文四年初秋七月

礒波翁岡田正利 八十歳

朱印

この奥書からわかるように、本書は正利が亡くなる五年前、八〇歳という高齡で書かれたものだった。正利は元文三（一七三八）年に『日本書紀事跡考』を、元文五（一七四〇）年には『先代旧事本紀事跡抄』を著しており、本書は一連の「事跡」研究の一環であった。本書の主内容は『古事記』中に現れる事柄や語句の考証であるが、その述作の目的は『先代旧事本紀事跡抄』の奥書で語られている。

舊事紀古事記無抄註依之以下所聞先師之事上編集之號事跡抄然老後忘却而多脱字誤
 說且勞而不_レ能_二清書_{スル}一冀_{クハ}俟_ツ同志之改正_ラ而已

元文五庚申歲仲春初午 礒波翁岡田正利八十歳書之⁽³⁸⁾

すなわち正利は『旧事紀』と『古事記』の抄注がまだ見られないという現状に鑑みて二つの『事跡抄』を著したのである。

のみならず、二つの書の形式を較べてみると、『日本書紀事跡考』が問題となる語句だけを抜き出して注を付け、『先

代旧事本紀事跡抄」が「……^至……」という中略の形で本文を引用するのに対し、『古事記事跡抄』だけは本文全てを掲載している。文章量の問題があるので単純に比較できないが、正利ははまだ『古事記』の十分な注解が確立されていない状況の中で、その本文を全て解読するという企図を持っていたのではないだろうか。

(2) 神代の解釈

本書は「神道的色彩がほとんどない」⁽³⁹⁾とされるが、ここではわざわざながら残された正利の神話理解を瞥見したい。まず序文の注では、「參神」(上卷一丁オ)を神代紀冒頭の国常立神以下の三神のことであるとしつつ、造化三神については「口訣ニ曰天御中主ノ尊ハ者明理ノ本源鎮ナハニ所ノ^レ生^ニ高天原ニ神也」(一丁ウ)云々と忌部正通『神代卷口訣』の説を引いて説明する。「出^ニ入^ハ幽明ニ^一或^ハ未生^ニ爲^ニ造化^ト而隱^シ身^ヲ或^ハ已生^ニ爲^ニ氣化^ト而顯^レ形^ヲ」(同前)という「四化之伝」による注釈も見える。これらの点に関しては「天地初發之時」(九丁オ)以下の注釈でより具体的に論じられている。

天地初發^ハ者神代^ノ卷^ニ曰其清^ミ陽^{ナル}者^ハ薄靡^而爲^リ天^ト重^ク濁^{レル}者^ハ淹滯^而爲^レ地^ト○高天ノ原ハ大虚清淨之地也

○天御中主ノ神^ハ者造化之神天所^レ依之處也統^ニ御^シ於萬物^ニ而主^ニ宰天地之中^ヲ神也○高御産巢日ノ神^ハ者既^ニ開闢^而於^ニ高天ノ原^ニ一化^{ナリ}生萬^メ物^ヲ一神也○神産巢日ノ神^ハ者靈降^リ而爲^ニ生物之魂^ト神也此^ニ神^ハ天御中主之子^ニ而造化^シ神也○獨^リ神^ト成^リ者自然^ニ一神宛出生也隱^シ身^ヲ者造化^ニ而無^レ形也……○萌^シ騰^ル者譬^フ一氣^ノ機發處^ニ○比古遲^ノ神^ハ者一氣之元神天御中主ノ尊同體異名○天常立^ノ神^ハ者屬^ス天徳^ニ一有^ニ此神^一故四時不^レ違^ハ日^ヲ月不^レ失^ハ度^ヲ是^レ又天御中主ノ尊同體異名^{ナリ}○別天神^ト者日本紀七代ノ神之外別^立系^ヲ分^ツ五神^ヲ一(九丁オウ)

天地の開闢は神代紀との照合によって説明され、造化三神の神格はここでも『神代卷口訣』に依拠して説明される。三神は「造化」であるがゆえに「無^レ形^チ」とする点は為起と同様である。このように正利は垂加神道の基本的な枠組みに沿って『古事記』を解釈する。しかし「萌騰之物」の句に関して単に「一氣^キ機^キ發^{ハツ}處^ト」としているように、正利と為起には関心の違いが見られる。その例証として、「名^ナ大事^ト忍^ニ男^ト神^ト」(上卷一三丁ウ)以下の注釈を挙げておこう。

○大事忍男^トノ神以下至^ニ速秋津姫^トニ一十神舊事紀^ニ曰^ニ尊既^ニ生^レ國^ニ竟更^ニ生^レ神十柱^ヲ一(止^レ此)造化之伊弉諾伊弉册^{ト云ハ}生^レ國^ヲ者陰陽感通^{シテ}而滄海國土出來之謂^ヒ也又人體之諾冉^{ト云ハ}尊生^レ國^ヲ者踏^ミ二分^{ケ玉フ}山川林澤^ヲ之謂也生^ニ諸神^ヲ一亦同意也○大綿津見^ノ命^ハ者攝州住吉大海^ノ神社○速秋津彦^ノ神^ハ者水戸^ノ神也五十鈴川^ノ上在^リ伊勢志摩^ノ國^ノ堺瀧^カ原^ニ○速秋津姫^ハ者速秋津彦^ノ妹瀧^カ原之内並宮^{ニ坐ス}○二神因^ニ河海^一生^ス八神^ヲ○天水分^ノ神^ハ者河内^ノ國^ノ石川郡水分^ノ神社(一四丁オーウ)

「造化」と「人體(氣化)」という「四化」の範疇はともかく、ここで注目されるのは諸神を祭る神社に関して詳細な説明がなされていることである。「事跡抄」と称している以上当然ともいえようが、同様の考証は全編を通じて行われている。正利は「土金」という原理の貫徹を跡付けることよりも古事自体の究明に力を注ぐのである。

(3) 古言の探究と契沖

『古事記事跡抄』の大きな特徴は古語に関する理解の進展が見られることである。たとえば上巻の「匚ハ匚バ御枕方ミマクラバニ」ハ匚バ御足方ミタビトベニ」而ニ（上巻一六丁オ）という一節に関して、「方ノ字萬葉ニ與レ邊通ス」（一六丁ウ）と注釈しているように、正利は古代の文献の用例を参照することで帰納的に古語を読み解こうとする。為起のような付会的な解釈は正利にはあまり見られないのである。

正利は古言を読解する際、しばしば延佳本の注釈に依拠しているが、他方でその解釈を否定している箇所もあり、特にそれは歌謡の注釈に見られる。植松が明らかにしているように、⁽⁴⁾その際正利が延佳に代わって参照したのは契沖の『厚顔抄』（元禄四（一六九一）年成立）であった。植松はその例として大国主神の歌謡「奴婆多麻能久路岐美祁斯遠……」（上巻三八丁ウ）に関する注釈を挙げているが、ここでは一例を挙げて契沖の原文と比べてみよう。

牟那美流ムナミルトキハハ登岐婆トキハハ者胸見時ムナミルトキニシテ而顧ミル 二我身ニ 一也延佳本ムナミルハ牟那美流者虚見也ムナミル（二九丁オウ）

胸見時者歟。鳥ノ物ヲ倩ヒ見ルニ、キト見ル時ハ胸ヲソラセハ、サル体ニ心ヲ入レテ身ニ似相ヤイナヤトヨク見ルヲヨソヘテノタマフ歟（『厚顔抄』下）

このように秦山と春海が読み解けなかった歌謡を、正利は契沖を参照することによって解説したのである。ちなみにこの歌に出てくる「宇那加夫斯」という古語を、為起は「イヤナイナカト云心」（宣長手沢本『古事記』、上巻三四

丁才)と解釈していた(「田舎憂し」と訓んだのであろう)。それに対して正利は、「低頗傾ナリ」(同前)という契沖の解釈に抛り、「低頗傾而佞傾也」(四〇丁ウ)と注している。これは宣長の解釈とも一致する(『古事記伝』一一之巻、九・四九四)。

正利が契沖を参照していたことは歌謡以外の点でも立証できる。たとえば植松が指摘しているように、序文の「献上者謹随^{カウシノクダマシ}ヒ^テ詔旨^ニ」……(上巻七丁ウ)という一節の注で、正利は次のように述べている。⁽¹⁴⁾

契仲^マ云者ノ字屬^ス下^ニ世人爲^ハ屬^{スル}上^ニ之詞^ト非也者ノ字ノ訓氏部里^テ云字之意^{トイ}止伊部利之義也此説先人未發^{ヘリ}之事也(同前)

また、正利の蔵書目録である『儀波書目』には確かに『厚顔抄』の記載がある。⁽¹⁵⁾さらに『日本書紀事跡抄』には「所引書」と題して次のような書目が掲げられている。⁽¹⁶⁾

- 一 延喜式神名帳
- 一 一 積日本紀
- 一 五畿内志
- 一 一 姓氏録
- 一 皇和通^{曆(朱筆)}畧
- 一 一 神皇雜用先規録
- 一 厚顔抄
- 一 一 元祿諸陵式
- 一 伴部氏日本紀考
- 一 舊事紀短山翁頭書
- 一 一 古事紀^{記(朱筆)}同頭書

- 一 松下見林頭書
 一 契沖本巻仲頭書
 一 小山祐有日本紀抄

このように正利は『厚顔抄』以外にも「契沖頭書」なる書物を参照していたのだった。⁽⁴⁷⁾

留意すべきは垂加派の中で契沖の注釈書を参照していたのが正利だけではなかったということである。最初に触れたように、山本復斎はおおよそ享保年間に成立したとされる『神代紀抄説』の中で契沖の『厚顔抄』を参照して⁽⁴⁸⁾り、契沖門流との交流もあった。復斎と同門の若林強斎もまた契沖を敬仰していたことは、その語録の端々からうかがえる。たとえば「中興和訓二達セル者、此慧冲マツ二及ブモノハナキト見ユルナリ」⁽⁴⁹⁾（『雑話統録』）と述べ、契沖のことを「萬葉ノ朱子」⁽⁵⁰⁾（『望楠所聞』）とすら呼んでいたのである。『日本書紀通証』（宝暦元（一七五一）年成立）を著した谷川士清が契沖門流の樋口宗武に従学し、契沖の説を参照していたこともすでに知られている。⁽⁵¹⁾

彼らはおおむね享保期以降に活躍した垂加派である。おおよそ一八世紀の初めを境として垂加派における古言への探究は従来の付会的解釈から徐々に離れていき、契沖の古学に結びついていったのだった。正利の『古事記事跡抄』はかかる趨勢の一つの表れに他ならない。

おわりに

以上、垂加派における『古事記』研究の所産である三つの書物を概観してきた。垂加派は基本的に『日本書紀』を中心的な神典とし、『古事記』をその補助としていた。本稿でとりあげた三つの資料においても、『日本書紀』の内容に『古事記』をすり合わせるような解釈が基調にある。他方で垂加派では神典をあるがままに読もうとする注釈態度

や古語への関心も醸成されており、それは『古事記』研究においても様々な形で表れた。

大山為起は『古事記』の本文校訂に成果を挙げているが、神典解釈としては「土金」という生成原理の貫徹を見出すようにする傾向が強い。それに伴い、古語の解釈も付会に陥りがちであった。

谷秦山と渋川春海の『古事記問批』においては神学的議論が後景に退き、古言と古事への関心が高まっている。延佳の解釈の問題に気づきながらも、それに代わる有効な手立てを見出せないもどかしさがうかがえる。本書では倫理的な解釈が顕著であるが、道徳に限定されない立場から『古事記』を読む視点も芽生えていた。

岡田正利の『古事記事跡抄』は『古事記』全文の解説を目指す試みであったと思われる。本書では古事と古語の考証が前面に出てきている。正利もまた基本的に延佳の説に依拠しているが、特に歌謡の部分では契沖の注釈を参照しており、古語の理解が著しく進展している。それは一八世紀の垂加派に共通する趨勢の表れであった。

本稿で改めて示したように、垂加派における神典への態度や古言への関心は内発的に実証的研究を生み出しており、その延長線上で契沖のような国学の潮流とも交わっていた。実証的方法による『古事記』研究もわずかながらとはいえ行われていたのである。垂加派から宣長に至る過程についてはなお解明すべきことが数多くあるが、少なくともそれが単純な克服の歴史でなかったことはたしかであろう。

付記 本稿は國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所の研究事業「國學院大學 国学研究プラットフォーム」を拠点とする国学の『古事記』解釈の研究」の成果をもとにしている。本稿の作成にあたっては松本久史先生から多大なご教示をたまわり、また吉田悦之館長をはじめとする本居宣長記念館の方々、鈴木望先生をはじめとする公益財団法人無窮会の方々には資料の閲覧に関してご高配をいただいた。小田真裕氏には史料の解説にご助力

をいただいた。記して深く感謝の意を表したい。

註

- (1) 斎藤英喜『古事記はいかに読まれてきたか』（吉川弘文館、二〇一二年）、および渡邊卓『日本書紀』受容史研究―国学における方法―（笠間書院、二〇一二年）を参照。
- (2) 「一七世紀前半―一八世紀後半における〈知〉の断面―魚崎村の關齋学派・山本復齋を通して―」、『書物・出版と社会変容』一六号、二〇一四年、八七―九三頁。
- (3) 松本丘『垂加神道の人々と日本書紀』弘文堂、二〇〇八年、一五八頁。
- (4) 最初の版本に関しては同じ年記を有する風月宗智版もあり、先後関係には議論があるものの、前川版が原版であるという説が有力であろう。また、『鼈頭古事記』の出版年は貞享四（一六八七）年とする説もある。松本久史先生のご教示による。
- (5) 『本居宣長全集』（筑摩書房）からの引用は巻数と頁数のみを記す。以下、一次資料の引用では原文の復元に努めたが、一部の異体字や合字は通行の字体に改めた。割注は山括弧で表し、引用者注は亀甲括弧で表した。
- (6) 『神道大系 論説編一三 垂加神道（下）』神道大系編纂会、一九七八年、二〇一頁。
- (7) 『神道大系 論説編一二 垂加神道（上）』神道大系編纂会、一九八四年、三二五頁。
- (8) 松本前掲書、一四五頁。
- (9) 元文四（一七三九）年刊本、一丁オーウ。
- (10) 千葉真也「古事記」（本居宣長記念館編『本居宣長事典』東京堂出版、二〇〇一年）、斎藤前掲書、一六一―一九

頁を参照。

(11) 「本居宣長手沢本旧事紀または大山為起校訂本旧事紀について」(『朱』三六号、一九九三年二月)、「古事記校訂における為起と宣長―宣長手沢本古事記上巻―」(『相愛大学研究論集』九号、一九九三年三月)、「為起から宣長へ」(『中西智海先生還暦記念論文集 仏教と人間』所収、永田文昌堂、一九九四年)。千葉が根拠として挙げているのは、「為起按……」という書入れが散見されること、また伏見稲荷大社所蔵の為起自筆資料の署名が宣長手沢本におけるそれと酷似することなどである。なお、為起の書入れについては「本居宣長書人本寛永版『古事記』の考察―別天神「天之常立神」の項(続)―」(『古事記・日本書紀論叢―太田善磨先生追悼論文集―』所収、続群書類従完成会、一九九九年)など、岡本準水による一連の宣長手沢本研究でも触れられている。だが岡本は書入れが為起のものであることを知っておらず、その内容の考察にも踏み込んでいない。

(12) 千葉前掲「古事記校訂における為起と宣長」、三〇頁。

(13) 為起の経歴に関しては主に以下の論文を参照した。西田長男「大山為起」(『朱』二九号、一九八五年六月)、渡邊卓「大山為起『味酒講記』の成立過程とその註釈法」(『朱』五七号、二〇一四年二月)。

(14) 『味酒講記』の歴史的意義とその執筆背景については西岡和彦「大山為起の日本書紀研究と藤森神社―近世中期神道家の古典研究―」(『神道宗教』一五三号、一九九三年)、その内容については西岡和彦「垂加神道善悪考序説―山崎闇斎と大山為起―」(『季刊日本思想史』四七号、一九九六年四月)、渡邊前掲「大山為起『味酒講記』の成立過程とその註釈法」に詳しい。

(15) 西田長男「大山為起の学問―その校訂本『先代旧事本紀』を通じて―」、『朱』二四号、一九八〇年六月、一四四頁。

- (16) なお、本書のマイクロフィルムと紙焼き写真本は国文学研究資料館にも所蔵されている。
- (17) 本文に加筆された訓に関しては為起と宣長のものに判別するのが困難である。明らかに宣長によるものを除き、一括して引用した。
- (18) もっとも為起は天照大神を人体神としてのみとらえていたという(松本前掲書、一五一―一五二頁)。
- (19) 『神道大系 論説編一二 垂加神道(上)』神道大系編纂会、一九八四年、三三五頁。
- (20) 以下、垂加神道の教説に関しては高島元洋『山崎闇齋』(ぺりかん社、一九九二年)が参考になった。
- (21) 前掲『神道大系 論説編一二 垂加神道(上)』、三三六頁。
- (22) 同前、三四一頁。
- (23) 国文学研究資料館所蔵写本、書写年不明、第一冊六丁才。
- (24) 西田前掲「大山為起の学問」、一四〇頁。
- (25) 吉崎久編『山内文庫 谷秦山・垣守・眞潮関係書目録』(皇學館大学神道研究所、二〇〇八年)では内題にしたがって『古事記問目』と表記されている。なお、本書のマイクロフィルムは国文学研究資料館に所蔵されており、その画像がウェブサイト(<http://base1.nijiac.jp/~wakosyo/>)でも公開されている。本稿ではそちらを参照した。
- (26) 春海については西内雅『洪川春海の研究』(至文堂、一九四〇年)、および和田光俊・林淳「洪川春海年譜」(『神道宗教』一八四号、二〇〇二年)などを参照。
- (27) 秦山については西内雅『谷秦山の神道』(高原社、一九四三年)、吉崎久「谷秦山略年譜稿」(前掲『谷秦山・垣守・眞潮関係書目録』所収)を参照。
- (28) これらの問目の翻刻は大久保千濤編『神代温義』(高知県神職会、一九四〇年)に収録されている。

- (29) 「賀茂真淵の古典会読―『谷垣守日記』並に『古事記聞書』を資料として―」、『国語と国文学』二三卷九号、一九四六年九月、三五頁。
- (30) 『日本思想大系三九 近世神道論 前期国学』岩波書店、一九七二年、八六―八七頁。
- (31) もっとも前述の神代紀をめぐる問目では神学的議論も行われている。『古事記問目』でかかる議論が前面に出ていないことは、『古事記』をあくまで『日本書紀』の補助とする視点と関係しているのかもしれない。
- (32) 前掲『神代温義』、七八八頁。
- (33) 本稿と若干意味合いは異なるが、松本丘は秦山の神代紀解釈の特質として「倫理的解釈」を挙げている（前掲書、一四五頁）。
- (34) 垂加派の天皇観については西岡和彦「江戸垂加派の天皇観―跡部良顕と伴部安崇の『旧事本紀研究』を通して―」（『日本学研究』三号、二〇〇〇年六月）を参照。
- (35) 吉崎久「岡田正利略年譜」（同編『岡田磐斎・磐鎮父子蔵書目録』皇學館大学神道研究所、一九八五年）、谷省吾「岡田正利の自叙小伝『磐斎之記』」（『垂加神道の成立と展開』国書刊行会、二〇〇一年）を参照。
- (36) 「近世初期の古事記研究」、『古事記年報』四号、一九五七年六月、三〇頁。
- (37) 同前、三二頁。
- (38) 無窮会専門図書館神習文庫所蔵写本、書写年不明、第三冊八六丁才。
- (39) 同右、三二頁。
- (40) 『神代卷口訣』の説は為起も『味酒講記』の中で引き（第一冊一五丁才）、秦山も春海との問目で引用しており（『神代初問』一、前掲『神代温義』、一五頁）、三者とも三神を理解する際の前提にしていたと思われる。

- (41) 前掲論文、三三―三四頁。
- (42) 『契沖全集』第七卷、岩波書店、一九七二年、五五九頁。
- (43) 同前、五六―一頁。
- (44) 前掲論文、三四頁。
- (45) 谷省吾監修・吉崎久編『岡田磐齋・磐鎮父子蔵書目録』皇學館大學神道研究所、一九八五年、九頁。
- (46) 神習文庫所蔵写本、書写年不明、四丁才。
- (47) 「契沖頭書」は『日本書記』の注釈を指しているのだろうが（契沖による『日本書記』への書入れは岩波書店版全集の第一六巻に収録）、書目の配列からすると『古事記』の注釈を指していると読めなくもない。『古事記』の注釈は『契沖全集』に未収録であるが、植島は『古事記事跡抄』上巻七丁ウにおける契沖の引用の出典が不明であるとし（前掲論文、三四頁）、契沖の『古事記』注釈が存在していた可能性を示唆している（一九頁）。また遠江国の国学者、斎藤信幸（見附天神社神職、荷田春満門人）が「契沖校本」の『古事記』を所持していたことが、明和四（一七六八）年二月二八日付、信幸宛賀茂真淵書簡に見える（『賀茂真淵全集』第二三巻、続群書類従完成会、一九九二年、一八頁）。松本久史先生のご教示による。
- (48) 松本前掲書、二一六―二一八頁。
- (49) 前掲『神道大系 垂加神道（下）』、一二九頁。
- (50) 金本正孝編『強斎先生語録』溪水社、二〇〇一年、九六頁。
- (51) 福井久蔵「谷川淡斎翁の書入萬葉集等につきて」（『谷川士清先生傳』大日本図書、一九一一年）、松本前掲書、一五八頁を参照。